

仙台市幼児教育無償化関係業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1. 公募型プロポーザル実施の目的

本公募型プロポーザルは、本市における子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付に関する業務のほかに、幼児教育無償化に伴い子育てのための施設等利用給付が追加される予定であり、施設等利用給付のための給付認定申請におけるデータ電算入力、給付認定通知作成・発送及び給付費償還払い等に係る業務委託を、公募型プロポーザル方式により、民間事業の創造性、専門性、ノウハウを生かした各社独自の企画や立案の提案の中から最も優れたものを受託候補者として採用することで、業務設計等の効果的かつ効率的な業務執行体制を構築、運営し、本業務を円滑かつ安定的に運営することにより、公共サービスの質の維持向上を図ることを目的とする。

2. 業務の概要

(1) 業務名

仙台市幼児教育無償化関係業務委託

(2) 業務の内容

別紙1「仙台市幼児教育無償化関係業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から平成33年 8月31日までとする。

(4) 契約金額の上限

169,700,000円（消費税及び地方消費税を含む）

内訳 平成31年度 62,700,000円

平成32年度 75,500,000円

平成33年度 31,500,000円

※消費税については、本要領10(2)のとおり。

3. 参加要件

このプロポーザルは、公募型プロポーザルとする。参加者は次に掲げる事項を全て満たしていることを要件とする。

- (1) 仙台市競争入札参加資格者名簿に登録されていること
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の各号の規定に該当しないこと
- (3) 仙台市の有資格業者に対する指名停止に関する要綱（昭和60年10月29日市長決裁）第2条第1項の規定により指名の停止を受けていないこと
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始前の申立中又は更生

- 手続き中でないこと
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立中又は再生手続き中でないこと
- (6) 個人情報の取扱いについて適切な保護措置を講じており、プライバシーマークを取得していること
- (7) 過去 5 年間（平成 26 年度～平成 30 年度）に、地方自治体からの電算入力業務等、仕様書に定める業務と同等業務の受注を受け、円滑に実施した実績を有すること

4. スケジュール

受託候補者選定までの事務手順は、次のとおりとする。

なお、日程が変更になる場合は、担当課より事業者に連絡する。

内 容	期 間 等
参加表明書・質問書受付締切	平成 3 1 年 4 月 5 日（金）
質問への回答	平成 3 1 年 4 月 1 2 日（金）
企画提案書受付締切	平成 3 1 年 4 月 1 5 日（月）
プレゼンテーション	平成 3 1 年 4 月 2 2 日（月）
選定結果通知	平成 3 1 年 4 月 2 4 日（水）
契約	平成 3 1 年 6 月中旬

※本プロポーザル実施についての説明会は実施しません。

5. 参加手続き

参加を希望する事業者は、3の参加要件を満たしていることを確認の上、次により申込みをすること。

- (1) 提出書類
- ① 参加表明書（様式 1）
 - ② プライバシーマークを取得していることがわかる書類（登録証の写し等）
 - ③ 過去 5 年間（平成 26 年度～平成 30 年度）における地方自治体からの電算入力業務等の業務実績申告書（様式 2）
 - ④ 会社の概要が分かる書類（パンフレット等）
- (2) 提出部数：上記（1）の提出書類 正本 1 部，副本各 10 部
- (3) 提出場所：本要領 1 4 に掲げる担当課
- (4) 提出期間：平成 3 1 年 3 月 1 8 日（月）から平成 3 1 年 4 月 5 日（金）まで
- (5) 提出方法：持参又は書留郵便若しくは宅配便とする。（提出期間内必着）
持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く
9 時から 1 2 時まで及び 1 3 時から 1 7 時まで。

6. 質問書の提出及び回答方法

- (1) 本要領又は仕様書の内容等に関する質問は、次により受け付けし、回答する。
- (2) 質問方法：質問書（様式3）に記入の上、電子メールにより質問
- (3) 提出先：仙台市子供未来局幼稚園・保育部認定給付課認定調整係
メールアドレス：kod006161@city.sendai.jp
- (4) 受付期間：平成31年3月18日（月）から平成31年4月5日（金）まで
- (5) 回答方法：回答は原則として平成31年4月12日（金）17時までにホームページで回答する。（参加表明のあった方全員に対して回答を電子メールで送信する。）

7. 企画提案書等の提出

企画提案書等は別紙2「仙台市幼児教育無償化関係業務委託に係る企画提案書等作成要領」に基づき作成し、提出すること。

- (1) 提出書類
 - ① 企画提案書（様式4）
 - ② 見積書及び経費内訳書（それぞれ任意様式）
- (2) 提出部数：上記（1）の提出書類
正本 使用印鑑を押印したものを各1部
副本 法人等住所・名称・代表者職氏名の無記入及び押印していないものを各10部
- (3) 提出場所：本要領14に掲げる担当課
- (4) 提出期間：平成31年3月18日（月）から平成31年4月15日（金）まで
- (5) 提出方法：持参又は書留郵便若しくは宅配便とする。（提出期間内必着）
持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く
9時から12時まで及び13時から17時まで。

8. 選定方法

- (1) 選定方法
選定の対象は、参加表明書及び企画提案書の提出者（無効となったものを除く。以下「提案者」という。）とし、選定にあたっては、参加表明書等により本要領3に掲げる参加要件について審査を行い、合致している提案者について、企画提案書等の提出書類及びプレゼンテーションの内容に基づき、提案者の業務実施能力を仙台市子供未来局が設置した「仙台市幼児教育無償化関係業務委託提案審査委員会」（以下「審査委員会」という。）にて審査して最も優れた提案があった者を受託候補者に決定する。
- (2) プレゼンテーションの実施
 - ① 日時

平成31年4月22日（月）

② 場所

仙台市青葉区上杉1丁目5番12号 仙台市上杉分庁舎2階第1会議室

③ 方法

プレゼンテーションは、提案者による提案説明20分、審査側からの質問15分の予定で行うこととする。

また、応募多数の場合は、企画提案書等の提出のみを用いてプレゼンテーション対象となる提案者の選考を行う場合がある。書類選考の結果、プレゼンテーション対象とならなかった提案者に対しては、電子メール及び書面により通知する。

なお、原則として、プレゼンテーションに参加しなかった提案者又は指定の時間に30分以上遅刻した提案者は選定の対象外とする。

(3) 提案審査

提案の審査は、審査委員会において行う。審査委員会は別紙3「幼児教育無償化関係業務委託提案に係る評価基準」（以下「評価基準」という。）に基づき企画提案書等の内容を総合的に評価し、応募のあった提案それぞれについて採点する。

(4) 受託候補者の選定

委員会による提案審査の結果、得点の総計が最も高い提案をした者を本業務受託者の第1候補者とし、以下得点の高い提案順に第2候補者、第3候補者として選定する。

(5) 選定結果の通知

選定結果については、平成31年4月24日（水）以降、文書で通知する。契約締結後、本市ホームページにて公表する。

なお、非選定の理由について、通知日から7日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く）に書面（任意様式）での説明の求めがあった場合は、書面を受理した日の翌日から10日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く）に書面により回答する。

9. 事業者の正式決定

提案審査の結果、選定した受託候補者に対し、本市が仕様書12に規定する個人情報保護規定に基づいた調査を行い、本市の個人情報保護規定の基準に該当し、その対策が適切かつ十分に取れていることを確認した受託候補者を委託先として正式決定し契約手続きを行う。セキュリティの確保については、本市の情報セキュリティを参考にすること。

なお、本市における個人情報に係る業務を受託する事業者の個人情報保護責任者（※）は、本市が行うセキュリティ研修の受講が義務付けられている。個人情報の受け渡しは、研修の受講後となるので、原則として契約までに受講をすること。

（※）一連の作業を行う間、個人情報の保護について責任を負う人。作業場所、作業人員、作業の方法などを随時確認し、個人情報がシステムの・人的に漏えい・滅失などしないように監督する。

○仙台市の情報セキュリティについては下記アドレスを参照のこと。

<https://www.city.sendai.jp/security/shise/security/security/security/index.html>

10. 契約の締結

選定した第1候補者と業務内容等について提案内容の反映について協議し、仕様書を作成のうえ、見積書を徴し、予定価格の範囲内であれば、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。

第1候補者との契約締結交渉が不調となった場合は、第2候補者と同様に契約交渉を行うことができることとし、第2候補者との交渉が不調となった場合は、第3候補者と交渉できることとする。

(1) 契約保証金

仙台市契約規則第20条第9号により、仙台市財政局長が別に定める額（下記参照）以上とする。

ただし、仙台市契約規則第20条第3号により、平成28年4月1日以降において、2つ以上の地方自治体（都道府県，東京都特別区，政令指定都市，中核市）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、これらをすべて誠実に履行し完了したことを証する書面を提出し、当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときは契約保証金の納付を免除する。

【仙台市財政局長が別に定める額】

計算式（契約金額）×（1/10）÷（履行期間の月数を12で除して得た数）

※ 履行期間のうち，1月に満たない日数は切り捨てる。

※ 履行期間の月数を12で除して得た数に小数点以下の端数がある場合，小数点第2位以下を切り捨てる。

【例】履行期間が65か月と5日の場合，契約保証金の額は「契約金額の54分の1以上」となる。

計算式：（契約金額）×（1/10）÷（5.4）＝（契約金額）×（1/54）

(2) 消費税及び地方消費税額の取扱い

契約締結時における契約金額については，平成31年10月1日に想定される消費税及び地方消費税の合計税率10%（以下，「新消費税率」という。）への引き上げに伴い，本契約に係る消費税及び地方消費税額の取扱いは次のとおりとする。

- ① 平成31年9月30日までに完了する区分払いの金額については，現行税率8%を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは，その端数金額を切り捨てた金額）とする。
- ② 新消費税率が適用される日以降に完了する区分払いの金額については，新消費税率10%を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは，その端数金額を切り捨てた金額）とする。

1 1.留意事項

(1) 応募書類の取扱い

応募書類は理由の如何に関わらず返却せず、本市の責任において処分する。

(2) 応募の辞退

参加表明書の提出後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出すること。

(3) 費用負担

応募に関する費用は、すべて事業者の負担とする。

(4) 追加書類の提出

本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合がある。

(5) 資料等の目的外使用の禁止

本市が提供する資料は、応募に関わる検討のための目的以外で使用することを禁じる。また、この検討の目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく、第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示したりすることを禁止する。

(6) 公募手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本円に限る。

1 2.企画提案書等の無効及び参加資格の喪失等

次のいずれかに該当する場合には、提出された企画提案書等を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失うものとする。

契約締結までの手続期間中に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続きの参加資格を失うものとする。なお選定された受託候補者が、参加資格を失った場合には、次順位の候補者と手続きを行う。

(1) 提出期限を過ぎて提出された場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 審査の公平を害する行為があった場合

(4) 本要領2（4）に示す契約金額の上限を超える見積もりを積算した場合

(5) 本要領3に示す参加要件を欠くことになった場合

1 3.その他

本要領に定めのない事項については、本市の指示によるものとする。

1 4.担当課

仙台市 子供未来局 幼稚園・保育部 認定給付課

〒980-8671 仙台市青葉区上杉1丁目5番12号（仙台市役所上杉分庁舎7階）

電話：022-214-8655 FAX：022-214-8489

E-mail：kod006161@city.sendai.jp